

障害福祉サービス、児童通所支援の過誤申立の手続きについて

支払いが確定した（国保連より「支払決定額通知書情報」が届いた）請求に誤りがあった等の理由で、請求をやり直す場合は、過誤申立を行うことで当初請求を取下げることができます。過誤申立を行うには、「過誤申立書」の提出が必要です。「過誤申立書」のご提出後、国保連あての再請求が可能になります。手続きの流れにつきましては、下記をご確認ください。

<過誤申立ての流れ>

① 過誤申立書の作成（記載例は次ページ参照）

浜松市HPから過誤申立書をダウンロードし、必要事項を記入してください。

- ・浜松市HP > 産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ
ファイル名：障害者自立支援給付費等過誤（取下げ）申立書<<事業所→市町>>
(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/jiritu/documents/kagomousitate.xls>)

② 過誤申立書の提出（過誤を行いたい月の前月末）

下記提出先まで、メール、郵送又は直接ご持参ください。（※FAXでの受付は行っておりません。）

メールアドレス：syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

郵送・持参：〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

浜松市健康福祉部障害保健福祉課 過誤申立て担当 あて

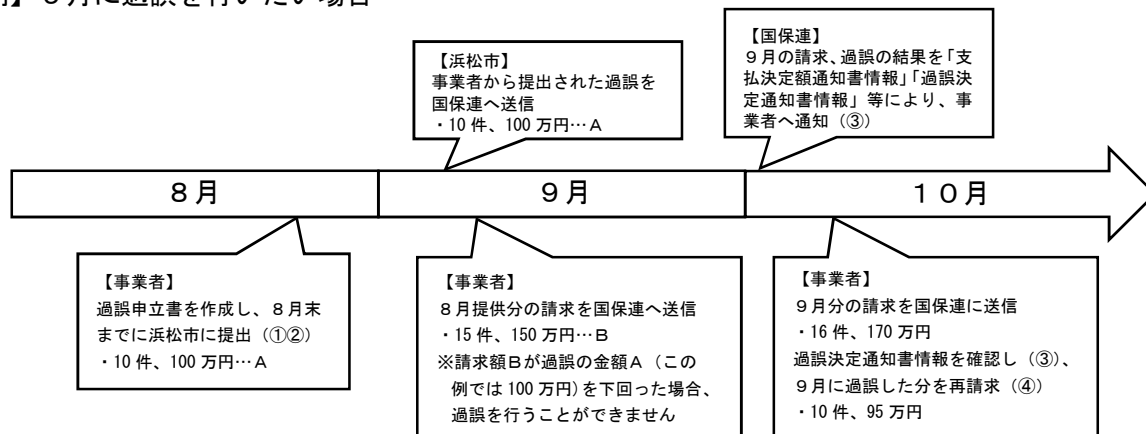
③ 過誤決定通知書情報の確認

過誤の翌月（過誤申立書提出の翌々月）に国保連から送付される「過誤決定通知書情報」をご確認ください。

④ 過誤申立てした請求の再請求

「過誤決定通知書情報」を受領した月以降に、国保連に再請求することができます。

【例】9月に過誤を行いたい場合



※上限管理を行っている利用者の請求を過誤する場合は、上限管理結果表の再提出が必要となります。また、1つの事業者が過誤を行ったことにより他事業者の請求額に影響がある場合は、他事業者も過誤が必要となりますので、事業者間で調整したのち過誤申立書を提出してください。

事業所→市町

障害者自立支援給付費等過誤(取下げ)申立書

浜松市長 様

事業所番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9
事業所名	〇〇居宅介護事業所								
所在地	浜松市中区元城町△△-□								
連絡先・担当	TEL 053-999-9999				担当 浜松				

下記の障害者自立支援給付費等について、過誤(取下げ)を申し立てます。

提出日を記入してください

市町番号 2 2 1 3 0 9

平成 30年 8月 30日

	受給者番号(10桁)										受給者名	サービス提供年月	申立事由コード		申立事由		
	受給者番号順にご記入下さい。												様式番号	申立理由番号			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	中区 太郎	平成30年4月	1	0	0	2	〇〇加算の算定誤りのため
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	東区 次郎	平成30年4月	1	0	0	2	〇〇加算の算定誤りのため
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	西区 三郎	平成30年4~6月	1	0	0	2	上限管理誤りのため
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	南区 一男	平成29年5、7、9月	1	0	0	2	実地指導で〇〇加算の算定誤りを指摘されたため
5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	南区 一男	平成30年1~5月	1	0	0	2	実地指導で〇〇加算の算定誤りを指摘されたため
6											平成 年 月					申立事由を簡潔に記載してください 【例】 ・〇〇加算の算定誤りのため ・実地指導の結果、〇〇加算の算定誤りを指摘されたため等	
7											平成 年 月						
8											平成 年 月						
9											平成 年 月						
10											平成 年 月						

1人の受給者の過誤が複数月にわたる場合は、1行に集約して書いてください。
1行に収まらない場合は複数行に分かれてもかまいません。

10件以上の場合は行を追加してご記入ください。1ページに納まらなくてもかまいません。

- ※ サービス提供実績記録票は、セットで過誤(取下げ)が行われますので、請求明細書の再請求の際には必ず再提出してください。
- ※ 利用者負担上限額管理結果票の修正の必要が生じる場合は、明細書の再提出に併せて、修正・取消を行なってください。(事前に全ての明細書の取下げが必要な場合あり)
- ※ 申立事由コードについては、右表参照
- ※ 過誤処理を行った場合は、明細書単位で受領済の金額がマイナスされますので、多数の過誤処理を行う場合はご注意願います(差額調整ではありません)

申立事由コード/様式番号		申立事由コード/申立理由番号
総合支援法	10 介護給付費・訓練等給付費明細書(様式第二)	02 請求誤りによる実績取り下げ
	11 介護給付費・訓練等給付費明細書 GH/CH (様式第三)	
	12 地域相談支援給付費明細書(様式第五)	32 提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ(明細書)
	21 計画相談支援給付費請求書(様式第四)	
	30 特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書(様式第六)	33 上限の誤りによる実績取り下げ
	31 特例計画相談支援給付費請求書(様式第十)	
児童福祉法	41 障害児入所・通所給付費等明細書(様式第二)	99 その他の理由による実績取り下げ
	60 障害児相談支援給付費請求書(様式第三)	
	70 特例障害児通所給付費等明細書(様式第五)	
	71 特例障害児相談支援給付費請求書(様式第六)	